


試験検査成績書

有限会社 寺本水産（寺本 龍二） 様

食品衛生法に基づく登録検査機関
一般財団法人
 広島県環境保健協会
理事長 佐藤 均
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

検体名（種別） むき身かき（生食用）
採取海域 ー
作業場所・加工場所 広島県江田島市沖美町美能833-8
採取（むき身）年月日 平成28年12月22日
消費期限 平成28年12月25日

平成 28 年 12 月 22 日 当協会に依頼された上記検体の試験検査の結果は次のとおりです。

試験検査結果

検査項目	検査結果		検査方法	備考
ノロウイルス	陰性	陰性	①	1
		陰性		
		陰性		


検査方法

① 「ノロウイルスの検出法について」（食安監発第1022第1号；平成25年10月22日）

備考

- 1 本試験は、検体1ロットにつき3検体で実施し、総合判定として、1検体でも「陽性」の場合を陽性とします。

生かき検査成績書

食品衛生法に基づく登録検査機関
一般財団法人
 広島県環境保健協会
理事長 佐藤 均
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

平成28年12月22日に依頼されました試験検査の結果は次のとおりです。

依頼者名 所在地	有限会社 寺本水産 (寺本 龍二) 広島県江田島市 沖美町美能833-8
作業場所・加工場所 生産者・採取海域等	広島県江田島市 沖美町美能833-8
包装形態・種別	生食用 原料
むき身又は加工年月日	平成28年12月22日
消費期限	平成28年12月25日
検査年月日	平成28年12月22日 ~ 平成28年12月25日

検査結果

検査項目	検査結果	成分規格基準等	定量下限値
E. coli最確数	18以下 (MPN/100g)	230以下 / 検体100g	-
細菌数	400 (個/g)	50000以下 / 検体1g	-
腸炎ビブリオ最確数	3.0> (MPN/g)	100以下 / 検体1g	-
-以下余白-			
判 定	上記検査項目は成分規格基準、又は指導基準に適合する		

- 成分規格基準は「食品衛生法（食品、添加物等の規格基準）」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定による。
- 基準は、「生かきの取扱いに関する指導要領」（昭和53年10月6日広島県制定）による。
- 各検査項目の検査方法は、成績書の裏面に示す。

食品・乳及び乳製品検査通知書（収去）

受 付 番 号	280142 04	収 去 年 月 日	平成28年12月 8日
		収 去 証 番 号	280085
被収去者	所在地	江田島市沖美町美能833-8	
	氏 名	有限会社 寺本水産	
	屋 号	有限会社 寺本水産	
食 品 等 名 称	生かき	日付	平成28年12月 8日
		ロットNo.	
		検査対象食品等の数量及び重量	15 本
食 品 名	生かき	統計分類	01
加 工 者	氏 名	有限会社 寺本水産	固有記号
	所在地	江田島市沖美町美能833-8	容器包装の形態
検査目的	成分規格外（細菌）	試験品の数量及び重量	330 g
検査項目	検査方法 (出典及び根拠)	検査結果(検出限界値)	
E. coli最雑数	広島県検査実施標準作業書 食品・添加物等の規格基準 (昭和34年12月28日厚生省告示370号)	18/100g以下	
判定	適・不適		
備考	wk-4 区画漁業権番号：No. 142		
検査実施施設	名称	所在地	日付の種類：加工年月日
	西部保健所	廿日市市桜尾2-2-68	

有限会社 寺本水産 様

02071



平成 28 年 12 月 26 日

通知書に関するお問い合わせ先		
担 当 者	氏名	三野
	担当課	呉支所衛生環境課
	電話	0823-22-5400 内線2424

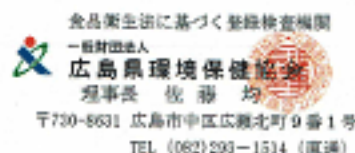
広島県 西部 保健所長

〒738-0004
廿日市市桜尾二丁目
2-68



生かき検査成績書

No. F161116003-001
平成28年11月18日



平成28年11月16日に依頼されました試験検査の結果は次のとおりです。

依頼者名 所在地	有限会社 寺本水産 広島県江田島市 沖美町美能833-8
作業場所・加工場所 生産者・採取海域等	広島県江田島市沖美町美能833-8 広島湾中部
包装形態・種別	生食用 原料
むき身又は加工年月日	平成28年11月16日
消費期限	—
検査年月日	平成28年11月16日～平成28年11月18日

検査結果

検査項目	検査結果	成分規格基準等	定量下限値
E. coli最隲数	45 MPN/100g)	230以下 / 検体100g	—
細菌数	1200 (個/g)	50000以下 / 検体1g	—
腸炎ビブリオ最隲数	3.0> (MPN/g)	100以下 / 検体1g	—
—以下余白—			
判 定	上記検査項目は成分規格基準、又は指導基準に適合する		

- 成分規格基準は「食品衛生法（食品、添加物等の規格基準）」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定による。
- 基準は、「生かきの取扱いに関する指導要領」（昭和53年10月6日広島県制定）による。
- 各検査項目の検査方法は、成績書の裏面に示す。